

# おんが商工会だより

平成30年12月21日発行 第173号 発行者 遠賀町商工会 会長 安部 喜美雄

TEL 293-0165 FAX 293-7196 ホームページ <http://onga-shokokai.com/>

## 第20回 おんが得トクまつりを開催しました!

日時: 12月16日(日) 10時00分~15時00分  
会場: 遠賀町役場南側駐車場  
(=遠賀信用金庫遠賀支店駐車場)

今年20回という節目を迎えた得トクまつり、例年のステージイベントに加え、電動アシスト自転車試乗会やトランポリン、ふれあい移動動物園と盛りだくさんで実施しました。

天候の悪いなかではありましたが、多くの方々にご来場頂きまして誠にありがとうございました。



## お店のイルミネーションで集客UPを!

12月1日(土) 17時30分に点灯式を行いました。当日11時00分から「あつマルシェ」を開催しており、ジャズの生演奏と見事にコラボして盛り上がりました。点灯期間は下記日程となっています。ぜひ皆様の店頭でもイルミネーションを点灯し、集客UPをはかって下さい。また、商工会でイルミネーションの販売もおこなっています。



お店のイルミネーションで盛り上げましょう。

実施期間:平成30年12月1日から平成31年1月14日(成人の日)まで

## 地域経済をどのように考えるか、ご意見をお聞かせ下さい。

今回、会員の皆様が「遠賀町の地域経済をどのように考えているのか」のアンケートを実施させていただきます。右記QRコードが下記アドレスからアンケート入力画面へ移動しますので、ぜひ入力をお願いします。なお、頂きましたアンケートは集計し、結果を今後の商工会だよりに掲載致します。ご協力よろしくをお願いします。

<https://form.os7.biz/f/51c79633/>



## 働き方改革について

「働き方改革」は、労働力不足解消のために「長期労働の解消、非正規と正社員の格差の是正、高齢者の収録促進」それぞれの企業が取り組むことです。

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」を47都道府県に開設しています。詳細はそちらにと問合せ下さい。



## 第5回理事会報告

12月6日(木)に平成30年度第5回理事会が開催されました。主な決定事項は次のとおりです。

- 会員数について
  - ・新規加入1件、退会3件、区分変更(一般会員⇒賛助会員等)はありません。会員数は、今回の入退会で536事業所(賛助会員 38を含む)となりました。引続き会員加入推進にご協力お願い致します。
- 平成30年度事業について
  - ・プレミアム付得トク商品券は11月11日(日)より中央公民館で発売、同月16日(金)完売しました。使用期限は1月末です。お早めにご使用下さい。換金期限は2月15日(金)です。
  - ・得トクまつりが12月16日(土)10時00分より遠賀町役場南側駐車場で開催、多くの出店事業者・協力団体、太鼓やバンド・踊り等で大いに賑わい、町の活性化につながったのではないのでしょうか!
  - ・イルミネーションは12月1日(土)点灯開始、1月14日(月)まで遠賀川駅前を飾ります。
- その他報告事項
  - ・遠賀郡内商工会役員合同研修会が12月13日(木)18時よりマリンテラス芦屋にて開催されました。
  - ・新春賀詞交歓会を1月19日(土)15時00分より遠賀コミュニティセンターで単独開催します。詳しくはチラシをご覧ください。
  - ・12月29日(金)~1月3日(水)年末年始一斉休館とさせていただきます。

以上

## 新規会員事業所紹介

【事業所名】	【代表者】	【業種】	【TEL】	【所在地】
情熱井丸てっちゃん	マルカワ テツノリ 丸川徹都則	飲食業 (海鮮井他テイクアウト)	293-3119	遠賀町今古賀520-1

## 最低賃金のご確認をお願いします!

福岡県の最低賃金が以下の通り改定されています。皆さんご確認をお願いします。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 814円	平成30年10月1日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 950円	平成30年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 905円	
輸送用機械器具製造業	1時間 923円	
百貨店、総合スーパー	1時間 867円	
自動車(新車)小売業	1時間 915円	

- ・上記の最低賃金に該当しない産業は福岡県最低賃金(1時間814円)が適用されます。
- ・最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- ・最低賃金には精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外労働、休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

☆詳しくは福岡労働局労働基準部監督課賃金室へお尋ね下さい。

TEL092-411-4578 FAX:092-411-4875

## 「家族の絆」で二セ電話詐欺を防ぎましょう。

☆最新の手口は、福岡県警察の公式ホームページで。「福岡県警察 二セ電話詐欺で検索」



## 確定申告の準備進めていますか？

今年も残りわずかとなりました。年が明けるといよいよ確定申告の時期が迫ってまいります。皆さん準備は進んでおりますでしょうか？

平成30年から配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正が行われていますので、下記に記載している改正点（※一部抜粋）をご確認のうえ確定申告の準備を進めてください。（担当：竹下）

### 【配偶者控除】

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除は適用できないこととされました。この改正は平成30年分以後の所得税について適用されます。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

### 【配偶者特別控除】

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下（改正前38万円超76万円未満）へと改正されました。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできない事とされています。適用は平成30年分以後の所得税についてとなります。

## 税務相談日のお知らせ

〔税務相談〕 平成31年1月7日（月）、15日（火）、25日（金）

10時～16時 遠賀町商工会

☆事前予約制ですので、ご相談がある方は商工会までご連絡下さい（293-0165）

## 年末年始商品券換金対応について

年末年始商品券換金日時は以下の通りとなりますので、ご確認よろしくお願ひします。

【換金日】年末は12月25日（月）～28日（木）まで

☆年始は平成30年1月5日（金） 各日9時30分～16時30分まで

## 年末年始会館休館のお知らせ

平成30年12月29日（土）～平成31年1月3日（木）まで

商品券の換金は12月28日（木）16時30分までとなります。よろしくお願ひします。

## ものづくり・商業・サービス経営力向上補助金に備えて経営革新計画を申請しませんか？

中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・精算プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する本補助金、その加点項目となっているが経営革新です。補助金の申請を検討している事業所の皆様、経営革新計画の申請に取り組んでみませんか？

ここで経営革新計画について簡潔に説明します。

中小企業新事業活動促進法に基づく国の施策、申請書類を作成し、都道府県に提出する、提出された書類は審査され、都道府県知事の認定が得られる、認定企業は、様々な支援策を受けることができる

申請書作成にあたっては商工会及び専門家が下記の日時でサポートします。電話にて事前予約をお願いします。

1月18日、1月25日、1月28日 各日 10時～、14時～の2回開催

（問合せ 293-0165 担当 船津、丹生）

## 事業所訪問: 健康でお客様に幸せになってもらうことを目指す「おんがの町の整骨院」さん

今回の事業所訪問は、ゆめタウン遠賀2階にある「おんがの町の整骨院」さんです。こちらの店舗の入口には各社員さんの保有資格が掲示してあるのですが、その中で整骨院ではあまり見ない資格がありました。その資格は美容鍼灸師、ビューティーアドバイザー、メディカルトレーナー、リラクゼーションセラピストというものです。

こちらでは小顔矯正だけでなく、シワやたるみの改善といった美容鍼灸ややさしい刺激で自律神経を整えるゆらし整体も行っています。このように様々なニーズに応える体制を整えています。



代表の松下さんがこの業界を目指すようになったのは、自身が高校時代野球で体を壊し、整骨院で治してもらったことがきっかけだそうです。その後整体の専門学校に進学し、整骨院へ就職。4年半勤務した後、平成29年1月に独立。丁度良い物件が遠賀町にあり開業、現在に至ります。

松下さんは創業にあたり、福津市商工会にお世話になっていたそうです。その縁で遠賀町商工会へ入会されました。

今後について松下さんはまず多くの町民の方々に当店舗を知ってもらいたいということでした。そして将来的には店舗を増やし、体の痛み、不調を気軽に相談できる場所として多くの人を健康で幸せにしたいと将来像を話してくれました。

温かみ溢れる整骨院へぜひご来店下さい。

「おんがの町の整骨院」松の本 1-1-1 ゆめタウン遠賀2階 Tel093-291-3727

営業日 月曜日～土曜日、祝日 9:30～19:00（12:30～14:00 休憩）

日曜日 9:30～14:00

年末年始 12月29日～3日まで休館 （IT情報化広報委員会）



## 業務改善助成金について

○業務改善助成金について

事業場の最も低い時間給を上げる中小企業に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善に要した経費の一部を助成するものです。

詳細は下記に問合せ下さい。

問合せ先 福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課

☎ 092-411-4717 FAX 092-411-4895

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

## キャリアアップ助成金について

○キャリアアップ助成金について

最低賃金額の引上げに取り組む場合、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させる取組を実施した事業主に対して助成する制度として、キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」があります。取組実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です。

問合せ先 福岡労働局 福岡助成金センター

☎ 092-411-4701 FAX 092-411-4703

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>